

【協会けんぽ群馬支部からのお知らせ】

マイナ保険証で医療機関等にかかる際は

限度額適用認定証の準備が不要です

従来

医療費が高額になりそうな場合、事前に申請し
「限度額適用認定証」の準備が必要でした。



使ってみよう！
マイナ保険証



マイナ保険証利用対応の
医療機関等はコチラ



マイナ保険証
利用

「限度額適用認定証」がなくても、
自己負担が限度額までになります*

*マイナ保険証利用に未対応の医療機関等では、「限度額適用認定証」を準備する必要があります。

【医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには・・・】

被保険者が低所得者(住民税が課税か非課税か)?

課税者

非課税者

被保険者が低所得者の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

※被保険者が70歳未満で標準報酬月額が53万円以上の方は申請不要です。
※被保険者が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上で高齢受給者証が3割負担の方は申請不要です。

「マイナ保険証」を使用して
「マイナンバーカードリーダー」の画面で
「限度額情報を提供する」を選択する

医療機関または
薬局の窓口

患者

○マイナンバーが全国健康保険協会に未登録の場合等は、医療機関等において資格確認ができないことがあります。未登録の場合は、全国健康保険協会に『マイナンバー新規(変更)登録申出書』をご提出ください。
※マイナンバーカードの紛失等によりマイナンバーが変更になった場合も改めて申出書の提出をお願いします。